

議第32号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,051人」を「3,062人」に改め、同項第2号中「29人」を「28人」に改め、同項第5号中「224人」を「198人」に改め、同項第9号の2中「1,077人」を「1,101人」に改め、同項第10号中「3,403人」を「3,419人」に、「655人」を「638人」に、「4,058人」を「4,057人」に改め、同号ア中「2,259人」を「2,252人」に、「426人」を「416人」に、「2,685人」を「2,668人」に改め、同号ウ中「1,105人」を「1,128人」に、「162人」を「155人」に、「1,267人」を「1,283人」に改め、同項第11号中「8,558人」を「8,565人」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。